

## 幹事会運営に関する規定

### 1. 目的

幹事会は本会運営において重要な役割を担っており、運営に対する基本的考え方や重要課題についての対応等に関し、十分な意思疎通を図り共通の認識を有する必要がある。本規定は、幹事会の運営方法に関して定める。

### 2. 幹事会の位置付けと機能

2-1. 幹事会は、会則を変更することなく本会組織として位置付け、設置することとする。

2-2. 幹事会は、次の案件に関する意思疎通を図る場であり、決定機関ではない。

- 1) 本会活動全般に関する情報交換
- 2) 理事会や常任理事会に重要課題を諮る事前意見調整
- 3) 管掌任務にある委員会活動に関する情報交換や委員会相互の活動調整
- 4) その他、SIAA の運営に相当の影響を生じる可能性のある案件に関する情報交換

### 3. 構成および召集

3-1. 幹事会は、会長、副会長及び専務理事で構成される。幹事会には、必要によりオブザーバー出席を求めることが出来、事務局長は常時出席とする。

3-2. 幹事会は会長（通常会長指示により専務理事代行）が必要に応じ、召集するものとする。

制定：平成 14 年 12 月 11 日

改訂：2024 年 2 月 28 日